

再就職支援・能力開発対策

現状

- 雇用情勢の急速な悪化に伴い、離職・失業した者で雇用保険を受給していない者(受給資格がない者、受給が終了した者、自営廃業者等)も増えつつある。同時に、障害者の雇用情勢も厳しくなりつつある。
 - ※ 平成20年3月(失業率3.8% 有効求人倍率0.95倍)→平成21年3月(失業率4.8% 有効求人倍率 0.52倍)
 - ※ 景気悪化の影響により、障害者の解雇者数は昨年11月より5か月連続の前月比増

施策の概要

(1)「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- 若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を実施(月10~12万円の給付+貸付け(上限8万円))
- 中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等

(2)職業能力開発支援の拡充・強化

- 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

(3)障害者の雇用対策

- 障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(大企業3/4、中小企業9/10)
- 障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ハローワークの障害者専門支援員の増員等

(4)ハローワーク機能の抜本的強化等

- ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実等